

第4回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 令和元年11月27日(水) 午後1時15分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 303会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員、
田中委員、山本委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
 - ・生涯学習課 中西生涯学習部次長兼生涯学習課長、玉ノ井課長補佐、長岡係長
 - ・農業振興課 安蒜農業振興課長、染谷課長補佐、海老原係長
- 6 事務局 安井財政部長、福吉財政調整課長補佐、加茂副主査、齋藤事務員、
加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング(3日目)
 - ① 文化活動事業費補助金(生涯学習課)
 - ② 姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金(生涯学習課)
 - ③ 農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)
(農業振興課)
 - ④ 農業振興資金利子補給金(農業振興課)
 - ⑤ 土地改良施設維持管理費補助金(農業振興課)
 - (2) その他
- 9 配付資料
 - ・補助金等適正化実行プランの差し替え
(高齢者住宅改造費助成金)
(就労支援施設利用者負担助成金)
(県民体育大会出場選手派遣事業補助金)
 - ・事業概要等説明資料の差し替え

(高齢者支援課関係 1 件、障害者支援課関係 1 件)

開 議 1 3 時 1 5 分

(山口会長)

ただいまから、第 4 回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も、引き続き、担当課とのヒアリングを行います。

本日は、お手元の次第にありますとおり 5 件の補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

配付資料につきましては、補助金等実行プランで、前回ヒアリングの中で指摘のありました「高齢者住宅改造費助成金」「就労支援施設利用者負担助成金」「県民体育大会出場選手派遣事業補助金」について修正したもの、高齢者支援課関係資料の修正で 1 件、障害者支援課関係で積算資料の詳しいもの 1 件を配付しております。

また、本日の生涯学習課に関する事業の資料 2 件を配付させていただきます。

私からは以上です。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【生涯学習課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、生涯学習課では 2 件の補助金がありますが、説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に「文化活動事業費補助金」についてヒアリングを行いますので説明をお願いします。

(中西生涯学習課長)

はじめに、補助金の概要につきましては、文化芸術活動の振興を図るため、流山市文化協会に補助金を交付しているものです。

文化協会は昭和 4 5 年設立で、盆栽・書道・写真・俳句・舞踊・コーラス・伝統芸能など 2 0 の分野から構成し、長年、文化芸術活動を続けています。

補助金の増額理由につきましては、次年度は文化協会設立50周年に当たり、記念誌を発行する予定であり、この記念誌の作成は、これまでの活動の状況を記録することが次世代に伝承することにつながり有意義と考えられることから、増額により費用の一部を負担しようとするものです。

補助金の公益性につきましては、文化協会の活動の成果は、展示会・発表会などを通じて市民に公開され、地域の文化芸術の振興に貢献しており、文化協会の公益性が高く、それは補助金の公益性にもつながるものであると考えます。

補助金の公平性につきましては、市では流山市文化芸術基本条例を制定し、基本施策として「文化芸術活動の支援施策を行う」と謳い、「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」ことを規定しているほか、文化協会には多くの文化芸術団体が所属し、市内の文化芸術団体をまとめる存在として補助金を内部で適切に配分しており、公平性は確保されているものと考えます。

補助金の必要性につきましては、市からの経済的支援は、文化芸術の振興を図る市の立場から意義があり、市の支援が団体の精神的支えともなっていると考えます。

補助金の効果としては、市からの支援が現行の形で続くことにより、文化協会のまとまりが保たれております。

補助金の適切性では、市内の様々な分野の文化芸術活動に広く支援が届くことになっていることから、適切であると考えます。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(山本委員)

記念誌発行のために事業費で40万円の増額をするものと思いますが、毎年会費収入もあり、繰越金も発生しているので、この中で費用を賄うことは難しいのでしょうか。

(中西生涯学習課長)

団体からは記念誌の発行を支援してほしいとの要望があり増額となりましたが、それ以外の事業としても大きな会合などを考えており、それらの事業については、その中で賄うものです。

また、団体からは補助金20万円の増額要望がありましたが、担当課としては15万円の増に圧縮して予算要望しております。

(川上委員)

実行プランの算出基準にある需用費にはどのようなものがありますか。

(中西生涯学習課長)

需用費94万6,000円の内訳としましては、消耗品費、暖房や自動車用の燃料費、イベント実施のときのチラシやプログラム、写真などの印刷製本費、備品の修繕料などです。

(山口会長)

平成29年の審議会答申でも意見を述べておりますが、この補助金は、既に半世紀を超える長期補助となっており、何らかの検証が必要ではないかと思えます。

必要性については理解しますが、マンネリ化しており既得権化していることも否めません。

どこかの段階での検証や見直しはされていますか。

(中西生涯学習課長)

団体の中でも、自主財源の確保については努力されていると思いますが、市としても条例の中で努力規定ではありますが支援について規定しておりますし、会員の高齢化に伴い廃部するなど、会が弱体化している中では補助金の削減は厳しいと思えます。

(山口会長)

検証・検討の機会がないと、漫然と補助金を出してしまうことになると思えますので、やはりある時点での見直しは必要と思えます。

(西村委員)

記念誌のイメージとしてはどのようなものですか。

20団体ありますが、まとめて作るのか、何ページ位でどのような構成か、どこに配付するのかなど教えてください。

(中西生涯学習課長)

会で一冊にまとめます。A4サイズで50ページ程度のもので、50年の歩み(活動記録的なもの)を記録したものです。

また、500部作成して各部会に配付し、活動の記録を次世代につないでいくものです。その他、近隣市などにも配付し活用します。

(西村委員)

記念誌の配付先は文化協会に一任ですか。

(中西生涯学習課長)

主体的には文化協会が決めますが、補助金申請や総会などで市の意見も反映されますので一任というわけではありません。

(西村委員)

補助金は20の団体に配分しているのですか、事務局で持っているのですか。

また、配分は文化協会に一任ですか。

(中西生涯学習課長)

市からは、文化協会に支出して、そこから各部に均等に配分し、一部は事務局で持っています。

また、文化協会に一任ということではなく、各部から活動についての収支報告が協会に上がり、そこでまとめたものが実績報告として市に提出されます。

(山本委員)

文化芸術の高揚を図るために補助が必要なことは理解するが、記念誌の発行がこの課題にどうつながるのか、市民全体の文化芸術の振興にどう寄与していくのか、結び

つきがよくわかりません。自分たちの思い出作りに終わってしまうのではないかと
いうことが危惧されます。

(中西生涯学習課長)

直接的な効果は見えにくいと思いますが、活動全体の中での節目として、このよ
うな事業を行うことは次世代に活動をつなげていくという意味で必要ではないかと考
えます。

(山本委員)

であれば、このような補助を行ったことが若い人への文化芸術の振興につながった
というエビデンス(証拠)を次年度以降いただきたいと個人的には思います。

(神田委員)

個々のグループの50年の歴史を振り返るものが集まって一つの記念誌になった
ものとしたか、一般市民としては捉えられないです。

自分たちでお金を出し合って作成し販売するなどの方法は考えられませんか。

図書館などに配付されたものを若い人が目にして、次世代に繋がっていくというこ
とは、なかなかないと思います。

ホームページを立ち上げて若い人にアピールするようなことを考えるなど、外に対
して発信して若い人たちの目に触れるようなことに知恵を絞っていただきたいです。

(中西生涯学習課長)

講演会や展示会、会員募集などについては、広報紙への掲載やチラシを作るなど努
力はされているかと思いますが、ホームページについても効果があると思いますので、
情報発信の仕方についても団体に伝えたいと思います。

(中村副会長)

500部の作成では会員の皆さんが内輪で配って終わってしまうので、もっと若い
人たちの目に触れるように独自で広報紙的なものを作って公民館などに置いて、持ち
帰りできるようにしたほうが現実的で良いと思いますが。

(中西生涯学習課長)

500部は、全て自分達で持ってしまうのではなく、公民館や図書館にも配付し閲
覧できるようにします。

また、市のホームページにも記念誌が発行されたことは案内していきたいと思いま
す。

(山口会長)

500部の配付先が分かる資料を提出してください。

(中村副会長)

20団体に何人所属しているのですか。

(中西生涯学習課長)

2,171人です。

(山本委員)

紙媒体を否定するわけではありませんが、他にもいろいろと方法があると思います

し、若い人に入会してもらいたいのであれば、そういう人に向けて何をしてどんな効果があったのか、具体的に会員の若い人達の比率がどれ位増えたとか示して頂けたら、文化振興にどれ位寄与したのかが分かるなと思いました。

(山口会長)

他になれば、以上で「文化活動事業費補助金」のヒアリングを終了します。

次に、「姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金」について説明をお願いします。

(中西生涯学習課長)

はじめに、補助金の概要につきましては、少年スポーツの団体が姉妹都市の団体と交流をすることに対して補助金を交付しているものです。

交流事業としましては、昭和60年頃から市の主催事業として実施され、昭和63年に補助金による助成事業となり、現在3団体(サッカー・野球・剣道)が1市(相馬市)と交流を行っております。

補助金の増額理由としましては、このたび、新たに北上市と姉妹都市の盟約を結ぶことから、スポーツ交流の拡大を図るため補助金を増額するものであります。

補助金の公益性としましては、スポーツ交流は、姉妹都市との交流に資するとともに、少年の健全育成への効果も期待でき、その支援には公益性があるものと考えます。

補助金の公平性としましては、現在、対象のスポーツ団体が3つの競技にわたり、また、野球とサッカーは年を分けて相馬市を訪ねておりますが、他の団体からの参加要望は無く排除しているものではありませんので、公平性は確保されております。

補助金の必要性としましては、多くの人数が参加するため姉妹都市訪問は金銭的な負担が大きく、市の支援なしで姉妹都市のスポーツ交流を継続していくことは難しいと考えます。

補助金の効果としましては、市の支援があることにより、姉妹都市とのスポーツ交流が継続しております。

補助金の適切性としましては、姉妹都市に団体が行く場合は、各団体に宿泊費など応分の負担をしてもらっております。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(西村委員)

交流事業としては、市として他にどのようなものがありますか。

(中西生涯学習課長)

学校教育部で、夏休みに参加児童を募集して、姉妹都市の能登町を訪ねる事業を行っております。

また、文化交流として能登町から児童を受け入れ、おおたかの森センターにおいて本市の児童との交流事業を行っております。

(西村委員)

それらの事業にも補助金が出ているのですか。

(中西生涯学習課長)

これらの事業については、補助事業ではなく市の主催事業として行っております。

(山口会長)

先程の説明で、他の団体からの要望は無いとのことでしたが、なぜ3種目だけなのか他にもいろいろ種目があると思いましたが理由は分かりますか。

(中西生涯学習課長)

それぞれの種目のリーダーの考えもあるかと思いますが、姉妹都市交流では自己負担も多くあることや、同じ種目の団体が受け入れ先にあるか等の問題もあり、他の団体から要望が出てこないのではと思っています。

(西村委員)

実行プラン「決算の状況」の収入で、「その他の収入」がありますが内容を教えてください。

(中西生涯学習課長)

手元に資料がありませんので、後で資料をお出しします。

(山本委員)

補助の対象となった団体は、どのように決まっていくのかプロセスがよく分からないのですが、団体が交流したいということで手を挙げるのですか。

(中西生涯学習課長)

そういうことです。

補助金交付要綱は作っておりますが、スポーツ団体という定義だけです。

(山本委員)

申し込みが増えてきたときの整理はどうするのか考えていますか。

(中西生涯学習課長)

手を挙げる団体が増えることもあると思いますが、補助の前提として予算の範囲内ということもありますので、その時には予算の増額要望をするか、各団体当たりの補助額を減らして対象を増やすなどを考えたいと思いますが、今のところはそのような動きはありません。

(田中委員)

現在の交流団体以外にも小さな団体や連盟などがあると思うのですが、他の団体はこのような補助があることを知らないから、特定の団体だけが継続して交流することになっていると一般の市民は思うのではないのでしょうか。

(中西生涯学習課長)

事業案内の仕方としては、新年度予算の主な内容として出しておりますが、これまで案内の中に「野球、サッカー、剣道に対して」という記述がありましたので、他のスポーツは参加できないという誤解を与えないような表現にするよう注意したいと思っております。

(山本委員)

受入れの場合のプロセスは、受け入れようとする本市の団体から姉妹都市のチームを受け入れるので補助金をくださいという申請が出てくるという理解でよろしいですか。

(中西生涯学習課長)

そうです。

(山口会長)

他になれば、以上で「姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金」のヒアリングを終了します。

【生涯学習課 退室】

【農業振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、農業振興課では3件の補助金がありますが、最初に「農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消推進事業）」についてヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

「農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消の推進事業）」について説明いたします。

令和元年度事業費1,495万円、令和2年度事業費が1,518万円です。

事業の目的・概要につきましては、小・中学校及び保育所の米飯給食に流山産米を供給することにより、地産地消の推進、食への関心を高め、安全で安心な地元産米を学校給食米として供給するため、水稻生産者に補助金を補填し、地元産米を安定的に供給できるよう確保するとともに、水稻生産者の農業所得の向上を目的としています。

事業内容につきましては、給食米補填金として4,600円（1俵当たり補助金額4,000円、精米及び配送料600円）を内訳とした補助金です。

予算計上では、年間3,300俵を供給予定としており、これに補助単価を掛けて積算しております。

増額の理由につきましては、昨年度と比較して児童生徒数が増加見込みであるため増額となっております。

補助金の妥当性につきましては、給食米1年分の安定供給を求めるためには4,000円が妥当であると考えております。

効果につきましては、水稻生産者が張り合いをもって米の生産に取り組むことがで

きるとともに、水田農業の保全が図れ流山産米を使用することにより、児童生徒及び保護者への食の関心が高まり、食の安全性や農業の必要性への理解等を養うことができるということからこの事業に取り組んでおります。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

前にも意見として申し上げておりますが、流通米の価格とJAの買取価格との差額を補填するとして4,600円を補助しておりますが、長年固定化しております。

流通米の価格が下がった時には補助額も下げていると思いますが、そうするとどのような問題が生じますか。

(安蒜農業振興課長)

一般的なスーパーでの価格はキロ当たり400円位だと思います。

そして、この事業により学校給食に収めている米はキロ当たり325円です。

また、千葉県の学校給食会は同じ千葉県産でキロ当たり336円でございます。

このことから、325円で安定供給するためにはこの補助額が必要であり、これを下げた場合には生産者としては自主流通米として売ったほうが良いということになってしまいます。

米を作る農家が少なくなっている中で、給食米に使われることが生産者の励みにもなりますし水田の保全にもなると考えています。

JAの買取価格を1俵当たり1万5,000円が上限と考えております。

米飯給食が始まったのが平成22年からで平成24年の頃に上限を付け、その時の補助額が4,000円で、そこから徐々に値を下げ今年当たりは1万4,000円位になりましたが補助額は変えていません。

学校給食会からの供給単価になるまで補助額を上げようとは思いませんが、現状の供給価格であるキログラム当たり325円が維持できるように補助単価4,600円は必要であると考えています。

(山口会長)

JAの買取価格を1万5,000円としなければ年間供給量の3,300俵は確保できませんか。

また、生産者はJAよりも高いところに行ってしまうですか。

(安蒜農業振興課長)

安定的に集める仕組みがなければ3,300俵の確保は難しいと思います。

JAの例でいうと、要冷庫で保存している米を月2回、必要な分だけ精米して納めています。

これは、米穀商も同じですが米が集まるような仕組みになっている所でないと、このような供給ができないということになり、おいしく安全な米を安定的に供給するため、更には食育という点からも必要と考えます。

また、学校給食米に使う米に対してはJ Aを通して補助が出ているので集まりますが、それ以外の米は個人に対して自主流通米として直接売買しておりますので、補助がなくなれば、より高く売買できる自主流通米に流れると思います。

(山本委員)

この事業の意義については地産地消であるとか食育とか大きな台風があったときでも安定供給ができるという意味ではよくわかりました。

気になっているのは、自主流通とJ Aの買取価格との差が5,000円よりも大きい形で変動しており、この中で4,000円を限度として補助金を出していて、これを超える分については農家が頑張ってくれているわけです。

このように、農家の負担となっている部分があるのであれば、4,000円を超えて補助する仕組みがあっても良いと思いますし、低くなった時には4,000円を下げて変動があったほうが良いというのがこれまでの議論だったと思いますが、補助金の出し方として農家の負担をどのように考えていますか。

(安蒜農業振興課長)

農家の負担としては、米を作るための工程は毎年同じで変わりはありませんが、天候によって豊作であったり凶作であったり変動がありますが、そのところをくみ取って最大限4,000円で補助しておりますので、農家の負担(苦労)ということでは同じだと考えています。

(田中委員)

1俵当たり4,600円の補助で、農家には1俵当たりいくら位行くことになるのですか。

(安蒜農業振興課長)

J Aの買取価格に4,000円をプラスしますので、1俵当たり1万8,000円位です。

(山口会長)

農家とは、どのような契約になっているのですか。

(安蒜農業振興課長)

農家はJ A及び米穀商と委任状を交わしていて、市はJ A及び米穀商と相対で契約を交わし、その中に農家との委任状を添えてもらっています。

また、9月に1年間の契約をしますので、台風被害などで米価が上がったとしても価格は契約時のままとなります。

(川上委員)

千葉県内では、1年間を通して市内の学校給食米を供給しているのは流山市だけということですが、理由は分かりますか。

(安蒜農業振興課長)

千葉県内でも多古町の多古米は人気があり市場価格が高いので、安い給食米に安定供給するのは難しく、他市の「ふさこがね」などの安い米は県の学校給食会がキロ当たり336円で買っているためだと思います。

流山市も以前は、学校給食会から給食米を買っていましたが、今は農家の協力もありキロ当たり325円で供給できますので100パーセント流山産で安定供給できています。

(川上委員)

流山産米を自主流通米として出した場合いくら位になりますか。

(安蒜農業振興課長)

玄米で1俵1万4,000円位です。

精米したものだと1俵2万1,000円位です。

(川上委員)

実行プランの算出基準には給食米の必要量と単価など簡単な説明しかなく、増額の理由として児童・生徒が何人増えたとか、JAの買取価格と自主流通米の価格差がどの位なのか等も詳しく書いた資料を出してほしいと思います。

(安蒜農業振興課長)

分かりました。

(中村副会長)

私も、保護者として現場で実際に食べてみて美味しかったし、学校側も子供達だけではなく親に対しても地産地消ということを発信していたので、この事業の必要性は実感しています。

(山口会長)

他になければ、以上で「米飯給食における地産地消推進事業」のヒアリングを終ります。

次に、「農業振興資金利子補給金」について説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

「農業振興資金融資利子補給金」について説明いたします。

預託金500万円を含めた事業費では、令和元年度530万円、令和2年度につきましては533万7,000円の計上をしております。

事業の概要につきましては、農業後継者及び新たに農業を営む者、経営の安定化と近代化を目指す者に融資機関を通じて農業振興資金を貸し付け、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進するための事業です。

事業内容につきましては、新年度において新規に貸し付けを行うものと、前年度までにおいて貸し付けを行い継続しているものについての利子補給でございます。

効果、公益性、必要性については、農業振興資金を貸し付けることにより効率的で安定的な農業経営の推進が可能なるということで、初期・当初の農業経営を行う方の支援策として実施しているものです。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

新規の5件については予測ですか。

また、この中に新規就農の方はいますか。

(安蒜農業振興課長)

予算を作るにあたり認定農業者等と会合を持ち、希望を聞いた上で積算しております。

また、初めて融資を使う方は2人いて、新規就農で融資を使う方は1人、その他は複数回融資を受けている方です。

(神田委員)

利子補給の期間はありますか。

(安蒜農業振興課長)

融資を受けた時の対象物が草刈機であったりビニールハウスであったりで減価償却期間が違いますので、高額なものであれば10年、低額なものでは3年などと対象物で利子補給期間も変わってきます。

(山口会長)

貸し倒れなどはありませんか。

(安蒜農業振興課長)

ありません。

そのようなことがあれば、農協が保証制度としての保険に入っておりますので、こちらでカバーされます。

(山口会長)

他になければ、以上で「農業振興資金利子補給金」のヒアリングを終了します。

次に、「土地改良施設維持管理費補助金」について説明をお願いします。

(染谷課長補佐)

「土地改良施設維持管理費補助金」について説明いたします。

事業費については、令和元年度391万8,000円でしたが令和2年度は519万8,000円となっています。

事業の目的・概要については、各土地改良区が実施する施設の維持管理等の事業費の一部を補助することにより、良好な農地が確保され、農業生産性が向上するとともに、水害防止・地球温暖化防止機能の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健全な保全を確保できます。

事業内容については、農地の保全並びに水田利用上必要な施設の復旧等の事業に対し、予算の範囲内で3分の1以内の補助を行っています。

積算の令和2年度予算額としては、3土地改良区の総額が1,559万2,500円で補助率3分の1の519万7,500円が補助額となります。

また、流山市土地改良区、流山市新川土地改良区、富士川土地改良区において、それぞれ適正な工事が行われておりますので妥当と判断し補助を行っております。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(西村委員)

実行プランの算出基準に各土地改良区の金額は記載されていますが、内訳が分かりませんので資料で出していただけませんか。

(山口会長)

台風被害など増えている中で各種整備が必要なことは理解しますが、どのような整備が行われるのか詳しい資料を提出してください。

(安蒜農業振興課長)

分かりました。

(山口会長)

他になければ、以上で「土地改良施設維持管理費補助金」のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【農業振興課 退室】

(山口会長)

本日で3日間のヒアリングはすべて終了となります。

評価表の提出ですが、12月1日(日)までに、事務局に提出をお願いします。

以上で、第4回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 15時15分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝